

番号	(1) ①
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>各学校園が作成した「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、昨年度に実践された各人権課題ごとのパーセンテージを明らかにすること。</p>
(回答)	
<p>教育委員会では、同和教育をはじめとする人権教育の推進にこれまで努めてまいりました。その間、個別的な人権課題も多様化し、法務省が示す主な人権課題は17にまで及んでいます。現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われたり、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長するような投稿がされたりすることがあります。また、DVやハラスメント、感染症に罹患したことや障がいがあることを理由とする偏見や差別、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。</p> <p>主な人権課題として学校園で取り組んでいる実績としましては、「障がいのある人」91.0%、「外国人」78.9%、「こども」67.5%、「インターネットによる人権侵害」79.6%、「在日韓国・朝鮮人」64.1%、「LGBT」61.9%、「高齢者」48.5%、「同和問題」40.0%と続いております。それ以外にも、法務省が示す主な人権課題に取り組んでいますが、現状人権を取り巻く諸情勢を踏まえ、より積極的な取組が必要となっています。</p> <p>教育委員会としましては、本市を取り巻く人権課題の克服に向け、今後も引き続き人権教育・啓発にかかる施策を推進してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ②	
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>教育現場で発生した障がい者差別、外国人差別、部落差別、LGBT 差別などの差別事象の件数と内容を明らかにすること。差別事象の件数は、氷山の一角であることの認識のもと、すべての学校で差別事象を把握できる仕組みをあらためて検討すること。また差別事象を分析・教訓化し、大阪市の人権教育・啓発推進に活かすこと。学校現場でのヘイトスピーチに対応できるマニュアルを作成し、全学校園での研修を進めること。</p>	
(回答)		
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育） 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話 : 06-6208-8128 電話 : 06-6718-7457

番号	(1) ③
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>障害者差別解消推進法を具現化するためにも、障がいによる障壁の原因は社会の側にあるため、解消の責任は社会にあるとした「社会モデル（人権モデル）」学習にとりくむこと。</p>
(回答)	
	<p>令和5年度末の各学校園の「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画（年度末評価）において、個別的な人権課題に対する取組について、「障がい者問題」に取り組んでいるという学校は91%となっております。</p> <p>障害者差別解消法は「社会モデル」の考え方を取り入れていることから、社会モデルや障がいや障がいのある人に対する理解を一人一人が深めていくことが、障がいを理由とする差別をなくすことにつながると認識しております。</p> <p>教育委員会としましては、障害者差別解消推進法を具現化するためにも、各校での取組がより進むよう、学校園での取組の実態把握や学校への指導助言に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ④
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕において、「教職員が児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営み」とあり、「学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ多くの人に支えられてこそ、その効果を十全に發揮できる」とされている。しかしながら、社会において偏見や差別があり、学校だけでは解決できない課題である。学校と家庭や地域をつなぐ PTA や学校協議会を活用した人権教育を協働する実践を研究されたい。そして人権啓発推進員や地域活動協議会、区役所に対する人権教育の意義を広めること。</p>
(回答)	
	<p>人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕において、「教職員が児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営み」とあり、「学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ多くの人に支えられてこそ、その効果を十全に發揮できる」とされていることは承知しております。</p> <p>社会において偏見や差別があり、学校だけでは解決できない課題であることから、学校と家庭や地域が連携協力しこどもたちを支え、こどもを育む活動に取り組むことで、教育課題を改善していく必要があります。</p> <p>令和5年度末の各学校園の「学校園における人権教育・啓発推進計画」実施計画（年度末評価）において、「家庭・地域との連携」に取り組めた、ほぼ取り組めたという学校は、83.2%となっております。</p> <p>地域社会との様々な関りを通じて、こどもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行い、学校・家庭・地域の連携による総合的な教育力の向上を推進していきます。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話 :06-6208-8128

番号	(1) ⑤
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>インターネット上の部落差別をはじめとする差別・人権侵害を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を周知・啓発すること。情報モラル教育だけでなく、人権の視点が必要となることから、同和教育・人権教育の中でもとりあげること。</p>
(回答)	
	<p>インターネット上の部落差別をはじめとする差別・人権侵害を防止する「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が令和4年4月に制定され、その取組として「大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口『ネットハーモニー』」が令和5年11月に新たに開設されたことを受け、大阪市では、全幼稚園、小学校、中学校および義務教育学校に向けて、事務連絡（令和6年2月7日付け）を発出し周知しております。</p> <p>インターネット上に差別的な表現が掲載されたり、正しい情報が差別的表現を使って改ざんされたりするなど悪質な書き込みが後を絶ちません。インターネット上で差別的表現や人権侵害事象が頻発している状況からも、児童生徒が容易にその情報に触れることが考えられます。</p> <p>学校園における「人権教育・啓発推進計画」実施計画においても、インターネットによる人権侵害について取組を進めている学校も多く、情報源や情報の確かさを検証・解釈する力、必要な情報を取捨選択する力などの育成にも取り組んでいます。</p> <p>今後も引き続き、各校の実情に応じた情報モラル教育の充実及び保護者への啓発等に取り組み、人権の視点も含めた、インターネットやSNS等での様々なトラブルの未然防止に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ⑥
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>昨年 11 月に発出された文科省・厚生労働省・法務省による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」をふまえて、大阪市教育委員会の見解と取り組みについて示すこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」をふまえて、小学校、中学校および義務教育学校に向けて、事務連絡（令和 5 年 12 月 15 日付け）を発出し周知しております。</p> <p>また、事務連絡「ハンセン病問題に関する「親と子のシンポジウム」の開催について」（令和 5 年 11 月 2 日付け）を発出し、ハンセン病問題を風化させることなく、正しい知識と理解を次世代に伝えていくとともに、同じ過ちを繰り返すことなく、誰もが暮らしやすい社会を実現していくことを目的とした「親と子のシンポジウム」を通知しております。</p> <p>年度当初に学校園に作成依頼している「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」において、個別の人権課題として「H I V 陽性者・ハンセン病回復者等の人権」を項目としております。ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて、啓発活動を推進していく必要があると認識しており、各学校園において啓発資料の適切な活用を図りながら、ハンセン病に対する正しい理解や差別解消に向けた取組を進めていくよう努めています。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ⑦	
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>小・中学校における部落問題学習の実施状況と、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」の利用状況（過去3年間）を明らかにすること。「各学校園での部落問題学習の取り組みの評価・集約」の結果を明らかにし、昨年度の回答にあつた「これまでの年度末評価や新任教員研修会等から、課題として、同和問題についての教員の認識が不十分であることが垣間見えました」ことに関して、具体的な数値や他の人権課題との比較を示すこと。</p>	
(回答)		
<p>教職員ポータルサイトにおいて、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」の利用状況は、令和4年度は582件、令和5年度は436件、令和6年度は420件（令和7年1月29日現在）となっています。また、新任教員研修（2年目）7【地域における人権課題】では、「学力の基礎としての人権教育～同和教育～」をオンデマンドの研修参考資料として活用しています。</p> <p>令和5年度「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の年度末評価より各人権課題の実践は、「同和問題」40.0%、「障がいのある人」91.0%、「外国人」78.9%、「こども」67.5%、「インターネットによる人権侵害」79.6%、「在日韓国・朝鮮人」64.1%、「LGBT」61.9%、「高齢者」48.5%、となっております。</p> <p>「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育～」についての周知を徹底し、活用についての研修等の充実を図るとともに、教職員全体の人権意識、人勧感覚の向上に引き続き取り組んでまいります。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話 : 06-6718-7457 電話 : 06-6208-8128

番号	(1) ⑧	
項目	人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。	市人教・市外教・教地推が開催する人権研修や講演会に、より多くの教職員が参加できるように、管理職が積極的に呼びかけるよう指導すること。また各地区同推協組織の取り組みに、近隣学校の管理職・教職員も積極的に参加するよう指導すること。
(回答)		
<p>教職員が教職員地域研修推進委員会主催の研修をはじめ、様々な研修に参加しやすいようにするためにには、校園長の理解と支援、組織的な支えが必要となります。そうしたことから、各種研修会や講演会等については、ポスターや事務連絡等で開催を周知するなどして、管理職が積極的に呼びかけやすい体制を作っております。さらに、実施会場の ICT 環境により可能であれば、オンライン配信を一部実施しており、さらなる呼びかけがしやすい環境づくりにも努めてまいります。</p> <p>各地区の同和教育推進協議会（以下、「同推協」）では、同和問題（部落差別）を解決するために、同和教育を推進することが必要であるとの認識のもと、地域住民ならびに関係機関・団体が相互に有機的な連携を図りつつ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざした教育を推進するために、同和教育に関する調査研究と研修の充実を図ってこられました。各地区的同推協組織のこれまでの取組は、人権教育・啓発の推進にあたり、大きな成果を残してきたものと認識しております。教育委員会事務局としましても、これらの活動の実践と成果を、今後の活動への継承・発展に生かしていくことは極めて大切なことであると認識しており、今後も近隣の学校に対して働きかけを行ってまいります。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話 : 06-6718-7457 電話 : 06-6208-8128

番号	(1) ⑨	
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市教育委員会が求める人権教育主担の役割を示すこと。校内で人権・同和教育を推進するためにも人権教材づくり時間などの環境を整えること。また中心的な役割を果たすことから、経験の豊かな教員を登用すること。</p>	
(回答)		
<p>人権教育は、一担当だけが担っているわけではなく、教職員一人ひとりが担うものであるということを再度認識のうえ、正しい知識・理解・感性をもって、一丸となって同和問題（部落差別）をはじめ、あらゆる人権課題の解決をめざし、推進していくことが必要です。</p> <p>人権教育主担は、校園長の指導助言のもと、人権を尊重する教育の推進に向けて要となる役割を担っています。主な役割として、人権尊重の理念に基づき、「『学校園における人権教育・啓発推進計画』実施計画」の立案への参画や、「人権を侵害する事象」の対応等にもあたっています。さらに、各学校園では校務分掌に位置づけられ、全教職員に働きかけ、協力して人権教育の推進に努めています。</p> <p>人権教育主担者が中心となって、校内における人権教育を推進するためには、校長の理解と支援、人権教育部会などの組織的な支えが必要です。そのために、例年各学校園の管理職を対象とした人権教育研修において、指導部よりそれらの重要性について説明を行っております。</p> <p>毎年、総合教育センター主催で人権教育主担者研修を年度当初に実施しており、人権・同和教育を推進するにあたり、職責や職務等を伝え、人権・同和教育のさらなる深化・充実に努めるようにしております。</p>		
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話 : 06-6208-8128	電話 : 06-6718-7457

番号	(1) ⑩
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>国連教育科学文化機関（UNESCO）の「国際セクシュアリティ教育ガイドンス」に沿った「包括的な性教育」は人権教育の観点からも推進すること。</p>
(回答)	
	<p>ユネスコは国連の教育専門機関であり、教育におけるグローバルおよび地域のリーダーシップを提供し、国家教育システムを強化し、現代のグローバルな課題に対応しています。</p> <p>包括的なセクシュアリティ教育は、セクシュアリティの認知的、感情的、身体的および社会的側面について教育・学習するカリキュラムに基づいたプロセスです。子どもが知識・判断力・態度・価値観を身に着けることをめざし、健康、幸福と尊厳を理解し、お互いが尊重できる社会的・性的な人間関係を築き、生涯を通じて自身の権利を守ることを理解することができるようになります。</p> <p>人権教育の観点からも、包括的なセクシュアリティ教育は子どもの権利、全ての人が健康である権利、平等に情報を得られることと差別がないといったことを含む普遍的な人権を理解するように働きかけます。人権を理解して働きかけを行うことで、子どもの意識を高め、自身の権利について知り、他人の権利を尊重し、権利を侵害された場合にはそれを擁護するなどといったことができるようになります。</p> <p>人権教育の推進には、多様な組織や団体との協力が必要です。これらの関係機関と連携しながら人権教育のプログラムを開催するなど、各校において総合的な取組が進むよう支援してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(1) ⑪
項目	<p>人権教育・同和教育が更に充実し、「障害者差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」「LGBT 理解増進法」を具現化させるため、以下の項目について回答されたい。</p> <p>「国連ビジネスと人権」「人権デューディリジェンス」「子どもの権利とビジネス原則」という国際的人権の潮流において、キャリア教育の推進やグローバル時代の担い手を育てるためにも「人権教育」が重要である。大阪市の認識を示すとともに、その具体化についても示すこと。</p>
(回答)	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(2) ①
項目	<p>人権感覚に富んだ教職員を採用し育成することは、喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市教員採用試験の「大阪市の求める人物像」として、大阪市は教員希望者に対し「人権感覚が豊かなこと」を強く発信すること。</p>
(回答)	
<p>大阪市教育委員会の求める人物像につきましては、「大阪市教育振興基本計画」において、最重要目標として掲げる「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」や、「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」、「ICTを活用した教育の推進」に貢献できる教員としております。</p> <p>また、同計画の中では、「子どもが安心して成長できる安全な社会の実現」の施策として、「人権を尊重する教育の推進」を掲げており、教員採用試験においても、本施策を理解し、人権課題に対する正しい認識を持った人材の確保に努めており、引き続き教員採用に係るイベント等で発信してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当
	電話 : 06-6208-9123

番号	(2) ②			
項目	<p>人権感覚に富んだ教職員を採用し育成することは、喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>教職員研修における部落問題学習の実施状況と成果と課題について明らかにし、部落のない地区にある学校の教職員に向けた被差別部落のフィールドワークなどを行うこと。</p>			
(回答)				
<p>教職員が人権に関する知識を身につけ、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修（1年目）4【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、教職員地域研修推進委員会の指導教諭が講師となり、演習形式で実施しております。同和問題（部落差別）をはじめ様々な人権問題の学習では当事者の声から学ぶことが大変重要であると考えています。新任教員研修（2年目）7【地域における人権課題】では、旧同和教育推進校以外の学校の教員が実際に同和地区指定を受けていた地域やその隣接施設に出向き、地元の事情に精通された方からの講話を聴く研修を実施しています。また、同和地区指定を受けていた地域の方が作成した地域の映像も研修で活用しています。同和教育の理念はすべての教育活動の根本になることから、同和問題（部落差別）について学ぶ内容の「全地域共通資料」を受講者全員が閲読するとともに、「学力の基礎としての人権教育 個別的課題の実践デザイン～同和教育」も研修参考資料として活用しております。成果として、経験年数の浅い教員を中心に、部落差別の現状に基づいた具体的な取組を進めなければ部落差別の解消には至らないことについて、理解が進んでいることが挙げられます。</p>				
<p>さらに、各校園における人権教育を推進していくため、人権教育推進の中心となる教職員を育成することをねらいに、平成5年度より「人権教育推進教職員研修」を実施してきました。平成9年度には、市内8地域に「地域人権教育推進委員会」を設置し、地域や各校園の課題に基づいた教職員地域研修を企画・実施し、人権教育・同和教育の一層の広がり・深まりに努めきました。教職員地域研修においては、同和問題（部落差別）に関する研修を継続的に開催しており、いわゆる旧同和教育推進校以外の学校での取組も区の人権教育実践交流会での報告に表れています。各区の人権教育主担者研修では、部落問題の現状の交流等をしており、参加者で課題共有を行う学習会も実施しております。課題としましては、経験のある教員が経験の浅い教員に実践を直接的に伝えることができる場が減少していることが挙げられることから、学校園の状況を踏まえた具体的な実践を持ち寄る機会や、具体的な相談も含めた形態の研修の機会の充実に努めています。</p>				
<p>今後も、教職員一人ひとりの人権感覚を高め、人権教育の推進を図り、子どもの現実を見据え、人権課題に的確に対応できる指導力、日常のすべての教育活動における実践的指導力の向上を図るため、必要に応じて地域学習を進めてまいります。</p>				
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当	電話：06-6718-7457		

番号	(3)	
項目	管理職（民間人校長も含む）の採用にあたっては、人権感覚のある人物を採用すること。また、管理職の人権意識・人権感覚を高めるための研修内容について明らかにすること。	
(回答)	<p>管理職の任用にあたっては、大阪市教育振興基本計画に基づいた学校運営が担える人材であることを求める人物像のひとつとしております。大阪市教育振興基本計画の人権を尊重する教育の推進において、教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、豊かな人権感覚を醸成し、実践的な指導力を向上させることを掲げております。同主旨を理解し、これらの達成に向け本市が推進する教育施策を実現できる管理職の任用に努めております。</p> <p>令和3年度より、管理職を含めた全教員対象の人権教育必修研修をオンデマンドにより実施しております。この必修研修では、校園内研修の手引きも示して、教職員間で共有できるようにしています。教頭・副校長・幼稚園主任研修では、地域ごとの人権課題について学べるよう、教職員地域研修を必修で受講するようにしています。また、新任副校長・教頭・幼稚園主任研修では、「人権教育の現状と課題」について、オンデマンドにより研修を行っております。</p> <p>各区で複数回実施している人権教育主担者研修で共有した課題については、代表理事校長から、小学校では区の校長会、中学校ではブロックの校長会において周知するよう努めています。</p> <p>今後も、人権課題に対する正しい理解と認識を深め、各校園で豊かな人権意識が醸成されるよう管理職研修の企画・運営に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話 : 06-6208-9123 電話 : 06-6718-7457 電話 : 06-6208-8128

番号	(4)
項目	2020 年に休館した「リバティおおさか」が大阪市における人権研修に果たしてきた役割は大きいと考える。「リバティおおさか」が所蔵する資料、展示品を活用した人権学習、人権研修の場を教育委員会として研究すること。
(回答)	<p>新任教員研修4【人権教育の推進】において、「リバティおおさか」を所蔵品や発行された施設見学シートなどの資料を活用する見学研修の研修会場として活用してまいりました。休館後は会場を総合教育センターに変更しましたが、設立趣意書にもある「広く人権意識の啓発の場」となるよう、先入観や偏見が差別につながることなど、人権教育にかかわる基礎的なことについてスライドと講話・演習により学び、新任教員が人権教育の視点を意識できるような内容で実施しております。</p> <p>今年度は、リバティおおさかの資料を展示する「人権パネル展」を総合教育センターにおいて開催いたしました。また、9月に開催された「企画展 2024」への参加や「リバティおおさか」制作の映像資料の活用を促す案内をいたしました。今後も、「リバティおおさか」が所蔵する資料を展示する機会を事前に教えていただくことで、その施設での教職員地域研修の開催を検討してまいります。</p>
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457

番号	(5)
項目	小中一貫教育を推進する「大阪市小中連携推進プラン（2010年3月）」から10余年が経過した。全市募集において、課題を抱える児童・生徒の受け皿となっている学校も存在する。児童・生徒の遠距離・長時間通学の実態を把握し、また児童・生徒の家庭状況の把握や通学路の確認する家庭訪問などについて、大阪市としての支援策を明らかにすること。
(回答)	
本市では、小学校と中学校の施設を同一敷地内に設置した「施設一体型小中一貫校」6校において、校舎施設のハード面が一体的であることなどの利点を活かした取組を行うことより、全市募集を行っております。	
教育委員会といたしましては、全市募集小中一貫校は特色をもった学校であるため、校区を超えての家庭訪問や特色ある教育に取り組む教職員への負担等から、小中一貫校に必要な人員を配置し、小中一貫した教育の充実に向けて取り組みができるよう、関係課と連携に努めております。引き続き、学校現場との連携を図りながら適切な支援に努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(英語イノベーション)電話：06-6208-9197

番号	(6)
項目	識字・日本語教室等で発生した差別事象を教訓に、大阪市はどのように取り組まれているのか示されたい。
(回答)	
<p>大阪市では、令和5(2023)年11月に開催した識字・日本語教室コーディネーター会議でのボランティアによる外国人住民への偏見を含む表現の記載がある提案文書の配付という差別事象を踏まえ、次のとおり取り組みを進めました。</p> <p>令和6(2024)年2月に開催されたコーディネーター会議において、「多様性への理解」をテーマに多文化共生マネージャーである中国出身の外国人住民当事者から、当事者としての視点で、外国人住民が日本で生活することはどういうことか、地域の識字・日本語教室の果たす役割について学ぶ研修を実施し、また令和6(2024)年6月のコーディネーター会議では「識字・日本語教室がつなぐ地域と人」をテーマに、何気なく言った言葉が外国につながる学習者を傷つけることになる等マイクロアグレッションをテーマとして研修を実施しました。また令和6(2024)年11月に実施したコーディネーター会議では「教室から共生社会をつくっていこう」というテーマで「すみ分け」と「共生」は似て非なるものであることや、悪意の有無に関係なく、差別は存在し、起こりうることをワークショップを通じて学ぶ研修を実施しました。</p> <p>一年度に3回実施しているボランティア養成講座では人権に根ざした教室の役割について重点的にプログラムを組み、学習者の立場や人権について学習をしたボランティアが識字・日本語学習活動を始める能够性を高めています。</p> <p>また、本市では、教室単位で独自に学習会等を行うことができる仕組みを設けており、今年度、複数の教室で人権学習を行っており、学習者も識字教室の成り立ち等について学んでおります。</p> <p>今後も継続的にコーディネーター、ボランティア、学習者への人権学習の取り組みを進めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当
	電話 : 06-6539-3348

番号	(7)
項目	中学校夜間学級について、すべての入学希望者が受け入れられるよう、人員と施設を拡充させること。特に日本語指導のできる教員を増やすこと。
(回答)	
<p>大阪市内の中学校夜間学級での学びを希望される方に対しましては、各校で丁寧に聞き取りを行ったうえで、大阪府が示す要件に応じて入学していただいております。本市における中学校夜間学級のあり方につきましては、夜間学級での教育活動の充実に向け引き続きニーズの把握、分析を進め、適切に対応してまいります。</p> <p>教職員の配置につきましては、これまで中学校夜間学級の充実を図る観点から、校長の意見を聞きながら、教員の配置を行ってきたところでございます。</p> <p>今後とも、生徒の国籍・年齢等が多様化しているという夜間学級の実態を踏まえながら、義務教育の補完としての本来の中学校教育の役割を果たすべく、教員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話 : 06-6208-9186 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(人権・国際理解教育) 電話 : 06-6208-8128

番号	(8) ①	
項目	<p>帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市が把握する不就学の外国籍の子どもの人数を明らかにすること。また、今年度から大阪市は、不就学の外国籍の子どもの実態把握、保護者に対して働きかけるなど、「子どもの就学促進事業」にとりくんでいるが、具体的な取り組みを示すこと。</p>	
(回答)		
<p>令和6年5月時点における本市での就学実態のわかっていない外国籍の子どもの人数は、大阪市内に居住する学齢にある外国籍の子どもたち約7,200名から、大阪市立学校及びその他の義務教育諸学校に就学している約5,900名、外国人学校等への就学、出国等が判明している約480名を除く820名となっております。</p> <p>大阪市では、国籍に関わらず就学前の外国籍の子どもたちが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、就学手続等を記載した「就学案内」を日本語以外に中国語、英語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語でも作成し、住民基本台帳の情報から把握した外国籍の子どもたち及びその保護者のみなさんにに対して送付するとともに、年度途中に学齢期のお子さんが本市に転入してきた場合は、住民登録の手続きの際に、その保護者に区役所の就学担当の窓口において就学案内を行い、就学の機会を逸することのないよう情報提供及び可能な限りの情報収集に努めています。</p> <p>また、令和6年度につきましては、大阪市立学校に就学していない外国籍の子ども約1500名に対して就学状況を把握するためのアンケート調査を実施するなどして、可能な限りの情報収集に努めています。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114

番号	(8) ②
項目	<p>帰国・渡日等の子どもたちが急増・多国籍化するにともなって就学を保障することは喫緊の課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>「外国につながる、児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」において、各校園における日本語指導や多文化共生の取り組みに対する支援のあり方について明らかにすること。</p>
(回答)	
	<p>国際化の進展にともない、近年、帰国・来日し、市内の校園に通う外国につながる児童生徒が急増しています。令和元年の大阪市多文化共生施策推進本部会議において、外国人児童生徒等への支援については、日本語指導の保障や母語・母文化の保障、また多文化共生教育の推進に関して、すみやかに検討に着手することが確認されたことから、教育委員会として、令和2年に「外国につながる児童生徒の受け入れ・共生のための教育推進事業」を立ち上げ、日本語指導の保障、母語・母文化の保障、多文化共生教育の推進を3本柱として、事業を進めてまいりました。</p> <p>外国からの編入者数は、令和4年度に入って急増し、令和6年度に入っても、外国から編入学する児童生徒は、昨年度を上回る状況です。今後も外国からの編入学者数は増えていくと予想されることから、各校における日本語指導や母語・母文化の保障、多文化共生教育をさらに進めていくことが必要となっています。</p> <p>日本語指導を進めるために、市内4つの共生支援拠点において、日本語指導の必要な児童生徒に対して、プレクラスの実施や初期日本語指導を中心とする支援等、日本語指導の充実のための取組を実施しております。</p> <p>母語・母文化の保障に関しては、母語の維持や自らのアイデンティティにかかわる母文化について学ぶことができる環境を少しづつではありますが整備するとともに、外国につながる児童生徒の就学、進路に関すること及び親子間に生ずる諸問題への対応も進めております。</p> <p>多文化共生教育を推進するため、多文化共生教育の実践の普及を進めることが課題となっておりますが、課題解決策の一つとして、令和5年度に、母語・母文化の保障を進めるコーディネーターと多文化共生教育を推進するためのコーディネーターを全共生支援拠点に各1名増員配置しております。</p> <p>本市の財政状況はたいへん厳しい状況ですが、本市が長年、積み上げてきた国際理解教育の成果や理念を活かしながら、さらに、多様な外国につながる児童生徒の課題にしっかりと対応するため、今後も予算確保及び施策の具現化に努めてまいります。</p>

番号	(9)
項目	大阪市の「在日外国人教育基本方針」「多文化共生指針」をふまえ、在日朝鮮人教育をはじめとする多文化共生教育を進めること。また、大阪市外国人教育研究協議会の組織整備を図るとともに人的支援や物的支援の拡充を図ること。
(回答)	
	<p>在日外国人教育基本方針は、基本認識において「民族的・文化的背景の異なるすべての子どもが、ちがいをちがいとして認め合い、それぞれの民族的アイデンティティを尊重し、はぐくみ合える教育の充実を図ることが肝要」とし、さらに基本姿勢において「偏見・差別の解消」「共生の態度」「自国・民族・文化に対する自覚と誇り」「主体的な進路選択」「全学校園における計画的・系統的推進」をめざすとしています。</p> <p>特に、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、「外国人」が個別の人権課題として掲げられており、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」なども施行されています。これらをふまえ、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人の方々、帰国・来日した方々やその子どもたちなど、すべての外国につながる方々が偏見や差別にさらされることのないよう、取組を進めていかなければなりません。</p> <p>令和4（2022）年3月策定の大阪市教育振興基本計画では、基本的な方向の中に多文化共生教育の推進を位置づけ、教育課程内外における多文化共生教育の推進を掲げております。今後も、増加、多国籍化する帰国・来日等の子どもや外国につながる子どもが学校生活を円滑に送れるよう、日本語指導をはじめ、自国の言語・文化などを学べる機会の提供のための取組を、区役所等とも連携しながら進めてまいります。</p> <p>あわせて、大阪市教育センターなどの教育機関、大阪市外国人教育研究協議会や各校種教育研究会等の関係機関との連携のもとに、在日外国人教育、多文化共生教育の充実・発展に努めてまいります。</p>

番号	(10)
項目	大阪の在日外国人教育を牽引してきた民族学級の取り組みを後退させることなく、「国際クラブ」設置校の事業を拡充するために、国際理解教育推進事業の予算増額を行うこと。
(回答)	
<p>教育委員会では、平成 19 年度から国際理解教育推進事業を実施し、外国につながる児童生徒への支援とともに民族クラブ・国際理解クラブの拡充や体制づくりを進めてきました。民族クラブ・国際理解クラブの活動は、外国籍・外国につながる児童生徒の民族的アイデンティティをはぐくむと同時に、周囲の児童生徒が共に学ぶ外国籍・外国につながる仲間の文化を理解し、すべての児童生徒がちがいを認め合い、多文化共生社会の実現に向けた意識や態度をはぐくむ活動にもなってきました。また、平成 21 年度より教員の中から「国際理解教育推進事業研究支援員」を任命する等、国際理解教育の推進のために多様な支援活動が可能な体制を整え、拡充を図ってきました。</p> <p>国際化の進展は著しく、令和 6 年度の本市小中学校等に在籍する外国籍児童生徒は、50 の国と地域、約 5,400 名となっています。日本語指導を必要とする児童生徒は、平成 26 年度の 327 名から、令和 6 年度は 1,946 名とこの 10 年間で約 6 倍に大幅増加しています。このような外国につながる児童生徒に対して、日本語の習得とともに母語や母文化を保障するための一層の取組の必要性が生じています。</p> <p>そこで、平成 30 年度より、これまで本市が長年積み上げてきた国際クラブを拡充し、韓国・朝鮮、中国、フィリピン、ペルー、ベトナムなどの外国につながる児童生徒が集う国際クラブも開設できるようにしました。令和 2 年度から令和 6 年度にかけて新たな国際クラブも 33 校において開設されました。また、拡充にともない国際クラブ指導者の確保にも努めるなど、今後とも指導支援体制の充実を図ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(11)
項目	外国人教育主担は民族講師と連携して国際クラブを運営することをはじめ、校内で外国にルーツのある子どもの把握やその対応、多文化共生の取り組みの中心的な役割を担うことから、経験の豊かな教員を登用すること。
(回答)	
	<p>外国人教育主担者は、各校園では校務分掌に位置づけられ、各校園における多文化共生教育を推進する要となる役割を担っています。主な役割として、外国籍や外国につながる子どもの把握、多文化共生教育の年間指導計画の作成、校内研修等の立案・実施、そして、校内外の関連行事の実施にあたっては、企画・運営から、児童生徒への参加の呼びかけや引率体制の調整等、多岐にわたる業務を行っています。また、国際クラブ設置校では、国際クラブ指導者と連携し、子どもの指導や運営等にもあたっています。</p> <p>毎年、総合教育センター主催の外国人教育主担者研修を年度当初に実施しており、外国につながりのある子どもたちの教育を推進するにあたり職責や職務等を伝え、人権教育・多文化共生教育のさらなる深化・充実に努めるようにしております。</p> <p>外国人教育主担者が中心となって、校内における多文化共生教育を推進するためには、校長の理解と支援、外国人教育部会などの組織的な支えが必要です。そのために、例年国際クラブ設置校の管理職を対象とした事業説明会や意見交流会において、指導部よりそれらの重要性について説明を行っています。</p> <p>今後も、外国人教育主担者に向けての研修の充実を図りつつ、多文化共生教育に精通した人材を外国人教育主担者として位置づけることや引き継ぎ支援体制の充実を図ることを各学校園に指導・助言してまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 電話：06-6718-7457

番号	(12)
項目	支援を必要とする子どもが特別支援学級に入級するか、あるいは通級による指導を受けるかについては、手帳の有無に限らず子どもや保護者の希望を尊重し、柔軟に対応すること。また、「一日を原学級で仲間とともに過ごしたい」という場合、子どもや保護者の願いを十分に尊重すること。
(回答)	
	<p>本市では、従前より、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方については、今後も変わるものではございません。</p> <p>手帳の有無に関しましては、これまでどおり必要条件ではありません。特別支援学級での特別の教育課程による学習や、通級による指導での自立活動等の学習を進めていくためには、児童生徒個々の状況を把握する必要があります。学校は、医療機関での受診結果、専門機関での相談による所見等により、どのような障がい特性があるのか、どのような個別の支援が必要なのか等を把握し、一人ひとりに適した学びを提供していきます。また、適正な学びの場については、本人・保護者の意向を尊重しつつ、学校と教育委員会とが児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズから総合的に判断してまいります。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、「大阪市教育振興基本計画」にも示されているよう、「障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実」させ、本市のインクルーシブ教育のより一層の充実を図ってまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 インクルーシブ教育推進担当
	電話：06-6327-1009

番号	(13) ①			
項目	<p>子どもの権利条約を日本が批准して 30 年の節目の年。「子どもの権利条約」の周知徹底およびその具現化が求められています。また「こども大綱」をもとにした都道府県・市町村「こども計画」を策定することとなっています。以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの権利条約及びこども基本法に基づく子どもの権利の広報・啓発について、子ども参加に基づく取り組みを検討し、試行すること。</p>			
(回答)				
<p>本市では、現在、令和 7 年度を始期とする「大阪市こども計画」の策定を進めているところですが、本計画の策定及び推進にあたっては、子どもの視点を何よりも重視することと明記しており、施策を推進するにあたっては、こども大綱の基本理念を鑑み、「子どもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視することとしております。</p> <p>「大阪市こども計画」については、パブリックコメント（令和 6 年 12 月 27 日～令和 7 年 1 月 27 日意見募集）で寄せられたご意見や、こども・子育て支援会議におけるご意見等を反映し、令和 6 年度末に策定する予定としており、今後は、この計画の基本理念や重視する視点等に沿って、こども・若者に関わる施策検討におけるこども・若者の参画及び意見聴取の取組など、様々な施策を推進してまいります。</p> <p>なお、子どもの視点を重視し、その意見を表明する機会、社会的活動に参画する機会の確保の具体的な取組としては、まず、令和 5 年 8 月から、こども施策の検討にあたり対象となるこどもや若者の意見を反映させるため、「こども・若者の声」を随時募集しており、これまでお寄せいただいた声と、その声に対する本市の考え方については、本市ホームページに公表することによりフィードバックしております。</p> <p>また、今年度よりこども基本法第 11 条に基づき、今後の計画や関連施策にこども・若者当事者の声を反映するため、本市「こども・子育て支援会議」の委員として、こども・若者委員を公募し、ご就任いただいております。</p> <p>今後も、「大阪市こども計画」に基づき、関係各所属とめざすべき方向を共有しながら相互に協力・連携し、全序的・分野横断的な視野から効果的に施策を推進してまいります。</p>				
担当	こども青少年局企画部企画課	電話：06-6208-8337		

番号	(13) ②
項目	<p>子どもの権利条約を日本が批准して 30 年の節目の年。「子どもの権利条約」の周知徹底およびその具現化が求められています。また「こども大綱」をもとにした都道府県・市町村「こども計画」を策定することとなっています。以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの権利条約、こども基本法、そして改定された生徒指導提要の内容について、教職員が日々の教育活動の指針として理解し活用できるようにするための体系的な研修プログラムを開発し実行すること。</p>
(回答)	
<p>教職員が人権に関する知識を身に付け、人権感覚を醸成していくために、体系的に人権教育研修を実施しております。新任教員研修（1年目）4【人権教育の推進】では、基礎知識としての「人権とは何か」をテーマに、新任教員研修（2年目）6【学級集団づくり】では、「子どもの権利条約」「こども基本法」「生徒指導提要」を基に、子ども・集団の背景から「差別されない権利」について考えるとともに、人権教育の4つの側面について、具体的な事例を交えた研修を実施しております。また3～5年目の教員に対しても、「学級集団づくり研修」を必修とし、「子どもの人権を保障する隠れたカリキュラム」について考えることにより、人権教育の視点を意識できるような内容で実施しております。</p>	
担当	教育委員会 総合教育センター 教育振興担当
	電話：06-6718-7457

番号	(14)	
項目	<p>大阪市「人権問題に関する市民意識調査」では、住宅を選ぶ際の特定地域への忌避意識で「同和地区的地域内である 47.7%」「小学校区が同和地区と同じ地区になる 38.8%」という結果が示されている。この結果について教育委員会の見解と解消に向けた取り組みを示すこと。また、学校選択制で、同和教育推進校が忌避されている事例（問い合わせを含む）がないか、明らかにすること。</p>	
<p>(回答)</p> <p>学校選択制は、子どもや保護者が意見を述べ学校を選ぶことができること、そのために子どもや保護者が学校教育に深い関心を持つことにより、学校側も特色ある学校、開かれた学校づくりが進むことを期待されるメリットとして、平成 24 年度に様々な関係者にご参加いただき熟議を行い制度化し、平成 26 年度入学から各区において順次導入いたしました。</p> <p>令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、全ての区の保護者や学校、地域関係者の方々にもアンケートを行いました。</p> <p>通学区域外を選ぶ要因としては、令和 3 年度のアンケートの結果においては、小学校の保護者では「自宅から近く通学しやすいから」「きょうだいが通学しているから」「友だちが同じ学校へ行くから」となっており、中学校の保護者では「友だちが同じ学校へ行くから」「中学校でやりたい部活があるから」「自宅から近く通学しやすいから」となっています。</p> <p>この間、旧の同和教育推進校においては学校選択制により通学区域外への就学や通学区域外からの就学において児童生徒数が増加する学校や減少する学校がありますが、通学区域外を選択する児童・生徒の割合が高い学校が一部見受けられるとともに、市民意識調査において一部の市民に忌避意識があることについては課題として認識しており、教育委員会としましては、引き続きすべての学校において部落問題学習をはじめとする様々な人権課題について深く学び、自ら考え、差別を許さないという感性を持つ子どもたちを一人でも多く育てていくとともに、学校選択制においては、事実と異なる風評やいわれのない忌避意識をもって進学する学校を選ぶことのないよう区役所等と連携し、情報発信や啓発等の取り組みを進めています。</p> <p>なお、旧の同和教育推進校について、問い合わせを含んで忌避されている事例について承知しておりませんが、そういった事例が発生した場合には、市民局が発行している「差別事象対応マニュアル」に従い、適正に対応して参ります。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話 : 06-6208-9114

番号	(15)①	
項目	<p>学校選択制は、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題がある。次の点について回答されたい。</p> <p>学校（区）に対する「人気校」「不人気校」の評価について、大阪市の考え方を示すこと。</p>	
(回答)		
<p>小学校においては適正規模の12学級から24学級を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られ、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあります。保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきており、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等について、区と連携して重点的に支援を行う必要があります。</p> <p>具体的には、学力の課題や風評被害等の課題が固定化することがないよう、区役所や関係部署と連携して支援を行う必要があります。</p> <p>学力課題の大きい学校に対しては、子どもたちの学習習慣や基礎学力の定着に向け、学びコラボレーターの配置を行うとともに、学びサポートー等学習支援にかかる経費の確保など、学力向上に向けた重点的な個別支援を実施しています。</p> <p>また、事実と異なる風評やいわれなき忌避意識等により学校選択に影響が出ることのないよう各学校の情報を適切に提供することが重要であることから、学校案内や各区のホームページで、積極的に正しい情報発信を行っていただいております。</p>		
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114

番号	(15)②			
項目	<p>学校選択制は、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題がある。次の点について回答されたい。</p> <p>他校を選択した今年度の小・中学校数（20人・30人・40人以上）を示すこと。</p>			
(回答)				
<p>令和6年度入学における通学区域外の学校を選択した児童生徒については、小学校においては、20人以上が19校、30人以上が1校となっており(40人以上はなし)、中学校においては、20人以上が17校、30人以上が5校、40人以上が5校となっております。なお、これらの学校についても、6校を除いて、通学区域外からの選択はあります。</p>				
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114		

番号	(15)③		
項目	<p>学校選択制は、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題がある。次の点について回答されたい。</p> <p>学校選択制が、学校の小規模校化へと拍車をかけている実態について見解を示されたい。</p> <p>学校行事（修学旅行、クラブなど）においての影響について明らかにすること。</p>		
(回答)			
<p>令和5年3月にとりまとめた学校選択制にかかる検証によって、適正規模を下回る小規模校ほど通学区域外への就学が高い傾向が見られるとともに、全学年単学級の学校はさらに高い傾向にあり、保護者は適正規模の学校を選択している傾向が見えてきていますが、学校規模の様に学校だけの努力では根本的な解決が困難な課題等に区と連携して重点的に支援を行ってまいるとともに、課題解決に向けて、多方面からの支援策を講じてまいります。</p> <p>学校の規模に関わらず、各校においては、学習指導要領に基づき、児童・生徒や地域の実情に応じて学校行事の計画・運営を行っております。</p> <p>本市では、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の確保に向け、部活動のあり方について検証を重ねております。</p> <p>今後も各地域の実情を踏まえ、合同部活動や拠点校方式などによる活動機会の確保を推進してまいります。</p>			
担当	<p>教育委員会事務局 総務部 学事課</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)</p> <p>教育委員会事務局 指導部 保健体育担当</p>		<p>電話 : 06-6208-9114</p> <p>電話 : 06-6208-9186</p> <p>電話 : 06-6208-8172</p>

番号	(15)④	
項目	<p>学校選択制は、学校に対する忌避や差別を助長させる、地域と学校のつながりを希薄にする、児童生徒の通学上の安全の問題、学校の序列化を固定させる等の問題がある。次の点について回答されたい。</p> <p>2023年3月の検証で明らかになった「風評による忌避」に対する具体的な対策内容や、忌避されている学校に対する支援策について明らかにすること。</p>	
(回答)		
	<p>学校選択制において、事実と異なる風評や偏見など、いわれなき忌避意識をもって就学する学校を選ぶことはあってはならないことであり、保護者が学校選択を行うにあたって、学校の情報を正しくご理解いただく必要があることから、学校説明会や学校公開、あるいは学校ホームページを通じて、学校の状況や取組みを積極的に情報発信するとともに、各区に対してホームページや区広報紙において、積極的に正しい情報を発信していただくよう依頼しています。</p> <p>また、学校においては、部落問題学習をはじめとする様々な人権課題について深く学び、自ら考え、差別を許さないという感性を持つ子どもたちを一人でも多く育てていくため、人権教育を推進するとともに、保護者に配付する学校案内等においても区役所等と連携し、積極的な啓発活動等に継続して取り組んでおります。</p> <p>さらに、学校選択制の実施により通学区域以外の学校を選んだ児童生徒の人数が多い学校や小規模化している学校については、校長との意見交換などを通じて個別の課題等を伺い、関係部署との連携に努めています。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課	電話：06-6208-9114

番号	(16)			
項目	校区が広くなりすぎることから、学級数を理由に安易に学校の統廃合を進めないこと。			
(回答)				
<p>本市では、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>また、今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、学校の適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取組を進める必要があることから、条例・規則を整備した上で、取組を進めております。</p> <p>当該条例・規則においては、小学校の適正規模を 12 から 24 学級（中学校については 9 から 24 学級）にするよう努め、適正規模を下回る学校については、その学級数の規模を適正規模にするための計画を策定しなければならないこととしており、当該計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として 2 キロメートル以内（中学校については 3 キロメートル以内）としています。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さんからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒へ過度の負担がかかることのないよう適切に対応するとともに、良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 総務課 学事課	電話: 06-6208-9111		

番号	(17)①																		
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に継いで今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>直近3年間の受給者数と就学援助率並びにひとり親家庭の同様の数値を示すこと。就学援助の必要な人が全員活用できるように周知の徹底と相談体制を強化すること。</p>																		
(回答)																			
令和3年度から令和5年度の就学援助率及び受給者数は次のとおりです。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>在籍人員</th><th>支給人員</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td><td>165,773人</td><td>34,374人</td><td>20.7%</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>164,594人</td><td>32,001人</td><td>19.4%</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>163,836人</td><td>30,471人</td><td>18.6%</td></tr> </tbody> </table>				年度	在籍人員	支給人員	率	令和3年度	165,773人	34,374人	20.7%	令和4年度	164,594人	32,001人	19.4%	令和5年度	163,836人	30,471人	18.6%
年度	在籍人員	支給人員	率																
令和3年度	165,773人	34,374人	20.7%																
令和4年度	164,594人	32,001人	19.4%																
令和5年度	163,836人	30,471人	18.6%																
なお、就学援助の認定者におけるひとり親家庭の人数等については、把握できません。																			
<p>就学援助の周知につきましては、市立の小・中学校及び義務教育学校に在学する児童及び生徒（入学予定者含む）の保護者全てに対して「就学援助制度のお知らせ」を毎年配付するとともに、大阪市のホームページへの広報記事掲載や「子育ていろいろ便利帳」等市民向け手引への掲載など、定期的に行ってています。</p> <p>また、大阪市のホームページには、「就学援助制度のお知らせ」「就学援助申請書兼世帯状況票」を掲載し、どなたでもダウンロードして活用いただけるようにしています。</p> <p>今後も、就学援助を必要とされる方が、制度を十分に活用していただけるよう、引き続き、制度の周知や保護者の方のお問い合わせへの対応に努めてまいります。</p>																			
担当	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当		電話：06-6115-7653																

番号	(17) ②			
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられること、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に続いて今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>子ども基本法や子どもの貧困解消法を踏まえた「大阪市子どもの貧困対策推進計画」の改定について見解を示されたい。またスケジュールを示すこと。</p>			
(回答)				
<p>令和5年4月に施行された子ども基本法（以下「法」という。）は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施するための包括的な基本法として制定されております。</p> <p>法第9条では、子ども施策を総合的に推進するために、基本的な方針等を定める「子ども大綱」を定めることとされており、「子ども大綱」は、既存の「子どもの貧困対策に関する大綱」を含む3つの関連する大綱について一本化して、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定めたものとなっております。「子ども大綱」においても、「子どもの貧困対策」は重要な子ども施策の1つとして位置づけられております。</p> <p>また、法第10条では、各自治体においては、法や「子ども大綱」の趣旨を踏まえて、子ども施策についての計画である「子ども計画」を作成することとされており、また、当該計画は、既存の法律（子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、その他法令）の規定により市町村が作成する計画であって、子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができると示されております。</p> <p>令和6年9月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「法律」という。）」が施行されたことにより、法律の名称が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（以下「解消法」という。）」に改められ、解消法の目的や基本理念においては、「子ども大綱」の記述を踏まえ、解消すべき「子どもの貧困」が具体化されました。</p> <p>本市においても、「子どもの貧困対策」については、引き続き社会全体で取り組んでいく必要があると考えており、法の趣旨に照らし、「子ども大綱」を踏まえた「大阪市子ども計画」とともに、「大阪市子どもの貧困対策推進計画（第2期）」（以下「計画」という。）の策定を進めております。</p> <p>なお、計画の策定にあたって、子どもたちを取り巻く環境を把握するため、令和5年度に「子どもの生活に関する実態調査」（以下「調査」という。）を実施し、調査結果の分析を行いました。令和6年度においては、計画策定部会を設置し、調査結果の分析を踏まえた計画案に対する有識者等の意見を聴取するほか、パブリック・コメント手続等により、広く市民の皆様のご意見もいただきながら、計画策定に向けた検討を進めており、令和7年3月に計画を策定する予定としております。</p> <p>今後も、国の動向を注視しながら、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいくことができるよう、努めてまいります。</p>				
担当	子ども青少年局企画部企画課子どもの貧困対策推進グループ	電話：06-6208-8153		

番号	(17) ③			
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に継いで今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>次期「大阪市子どもの貧困対策推進計画」において、「こども食堂」「学習支援」「居場所やネットワーク」の取り組みにおいて、ボランティア任せにすることなく、積極的な支援を行うこと。</p>			
(回答)				
<p>こども食堂等の子どもの居場所（以下「子どもの居場所」という。）での活動は、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体等（以下「活動団体」という。）により自発的・自主的に取り組まれており、こうした活動団体の主体性を大切にしながら、社会全体でその活動を支援し、地域で子どもを育む機運の醸成を図る仕組みとして、活動団体を支援する意向のある企業等（以下「支援企業」という。）と活動団体をつなぐ「こども支援ネットワーク」を大阪市社会福祉協議会を事務局として平成30年度より構築してきました。</p> <p>本事業では、活動団体や支援企業の情報発信、定期的なミーティングによる活動団体・支援企業相互の情報共有、活動団体の従事者を対象とする研修の実施、支援企業からの物資提供等の仲介、活動団体でのボランティア活動の仲介、新たな活動団体の開拓・支援等の取組を行っています。これらの取組が相互に効果的に機能することにより、地域における活動の活性化が図られ、子どもの居場所が安定的に運営されるよう支援しています。</p> <p>また、令和元年度からは、活動団体の運営基盤を支えるために、「こども支援ネットワーク」へ活動団体が加入登録することにより、子どもの居場所の万一の事故に対応した保険を適用することとしており、令和4年度より、本人の不注意によるけがなど、利用者を対象とした補償内容を拡充しています。</p> <p>引き続き、活動団体の主体性を大切にしながら、「こども支援ネットワーク」を通じて、子どもの居場所が安定的に運営され、安心して活動に参加できるような環境づくりに取り組んでまいります。</p>				
担当	こども青少年局企画部企画課子どもの貧困対策推進グループ	電話：06-6208-8153		

番号	(17) ④
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に継続して今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子どもも実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの生活に関する実態調査をふまえて、全区で展開されている大阪市こどもサポートネット事業で見えてきた成果と課題を明らかにすること。こどもサポートネット推進員の配置等の現状について明らかにするとともにスクールソーシャルワーカーとの連携を示すこと。地域との信頼関係を築き、子どもや保護者、学校の要請に臨機応変に対応する役割を担うスクールソーシャルワーカーなどが安心して働けるよう雇用を守ること。</p>
	<p>(回答)</p> <p>「大阪市こどもサポートネット」事業については、7区によるモデル実施を経て、令和2年度から全区で実施しています。</p> <p>複合的な課題等により対応が難しいケースが多くみられる中、粘り強く支援対象者に対して働きかけ等を行い、令和5年度においては、スクリーニングにより発見した3,608人の課題がある児童・生徒のうち、3,563人にアウトリーチを行うことができ、そのうち3,442人を必要な支援先に繋げた結果、1,268人について、解決または好転が見られたところです。</p> <p>本事業における主な課題としては、学校と区役所等の協働により、何らかの行政サービスや地域資源の利用などにつながる件数は多い一方、世帯の課題が多岐にわたっていることにより、なかなか状況に変化が見られないということがあります。また、課題の認識や制度利用の必要性がなかなか理解されず、最終的に利用することを拒否する世帯が一定数存在するほか、不登校支援などにおいては、こどもたちの気持ちの変化が起こるまでに時間を要するため、支援等の利用が進まない状況がみられます。</p> <p>そのため、何らかの支援につなげた後も潜在的な課題があることをあらかじめ想定し、更に利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上によりきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行えるよう検討し、一人でも多くの児童・生徒や子育て世帯が必要な支援先の利用につながるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、こどもサポート推進員の配置については、現在、各区2中学校区に1人を配置基準としており、全区で70名を定員としております。現時点では、配置基準を変更する予定はありませんが、今後、必要がありましたら、検討してまいります。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、令和2年度より「子どもの貧困対策関連事業」のこどもサポートネットスクールソーシャルワーカーを、全ての区役所に区内の学校数に応じて1～2名配置し、さらに、令和5年度よりヤングケアラーへの支援を充実させるため、区役所</p>

	<p>～配置するスクールソーシャルワーカーの人数を1名または2名増員し、各区役所に配置しております。</p> <p>今後も引き続き、これまでの事業の効果を検証しつつ、各校の課題に応じた適切な配置ができるよう努めてまいります。</p>
担当	<p>こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ</p> <p>教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）</p> <p>電話：06-6208-8153</p> <p>電話：06-6208-9174</p>

番号	(17) ⑤			
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に継いで今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>「ヤングケアラー」を解決に向けて、NPO団体が果たす役割について、大阪市として見解を示すこと。また、市立中学校生徒対象のヤングケアラー実態調査の結果をふまえ、生徒と福祉部署をつなぐための人材を各学校に配置すること。また児童・生徒が安心して日常生活を過ごせるよう、必要なサポートを行うための予算を措置すること。</p>			
(回答)				
<p>ヤングケアラーにつきましては、家庭内のデリケートな問題であること、本人等にその自覚がないなどにより表面化しにくいことから実態を把握することが難しく、また、社会全体でのヤングケアラーに関する理解が十分ではない等の課題があります。</p> <p>ヤングケアラーへの支援にあたっては、学校、福祉などの行政機関や地域、要保護児童対策協議会のみならず、子ども食堂など、子どもと接する機会を持つNPO法人等、様々な支援団体、あらゆる関係機関が関わり、子どものケア負担の軽減に向けた支援につなげていくことが重要です。</p> <p>本市では「大阪市立中学校生徒を対象としたヤングケアラー実態調査」の結果や有識者の意見に基づき、「ヤングケアラーへの寄り添い型相談支援事業」を実施し、社会福祉士などの専門職や、もと当事者がSNS、電話等で相談を受付けるほか、もと当事者が聞き手となる集いの場としてオンラインサロンを開催し、相談環境の充実を図るとともに、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣に取り組んでおります。</p> <p>また、継続的な見守り支援を必要とする家庭やヤングケアラー等のいる家庭を対象とした大阪市家事・育児訪問支援事業を令和5年10月から開始し、支援に取り組んでおります。</p> <p>令和7年度も、子どもたちの未来を守るため、引き続き事業を継続し、虐待リスク等の高まりの未然防止や、ヤングケアラーの負担軽減を図るよう努めてまいります。</p> <p>大阪市教育委員会といたしましては、ヤングケアラー実態調査を踏まえ、令和5年度よりヤングケアラーへの支援を充実させるため、区役所へ配置するスクールソーシャルワーカーの人数を1名または2名増員し、各区役所に配置しております。</p> <p>今後も引き続き、これまでの事業の効果を検証しつつ、各校の課題に応じた適切な配置ができるよう努めてまいります。</p>				
担当	子ども青少年局企画部企画課 子ども青少年局子育て支援部管理課児童支援対策 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導）	電話：06-6208-8337 電話：06-6208-8867 電話：06-6208-9174		

番号	(17) ⑥	
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に続いて今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>子どもの食の格差が拡大する今、給食の果たす役割は大きい。家で十分に食事ができず、学校給食が命綱という子どももいる。食材費高騰をふまえ、給食費事業の予算を充実し、給食水準の確保すること。</p>	
(回答)		
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	電話：06-6208-9143

番号	(17) ⑦			
項目	<p>今年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「子どもの貧困解消法」へと改正した。貧困“対策”から貧困“解消”へと変更され、目的には、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明記された。また基本理念に現在の貧困解消に加え「将来の貧困を防ぐ」と掲げている。大阪市では2016年度に統一して今年度に「子どもの生活に関する実態調査」をおこなった。また、大阪市では「ヤングケアラー」に関するプロジェクトチームを立ち上げ、家族介護や世話等を担う子ども実態調査を踏まえた支援がすすめられている。このような状況を踏まえ、子どもの貧困解消に向けて以下の項目について回答されたい。</p> <p>部活動の地域移行において、家庭の経済的な負担が発生しないよう配慮すること。</p>			
(回答)				
<p>中学生を対象とした公正・平等なスポーツ・文化芸術活動という趣旨から、家庭の経済的な理由による格差とならないよう、経済的に困窮する家庭のみへの援助ではなくすべての家庭において保護者負担は極力軽減させるべきであると考えています。受益者負担を理由に会費が高額にならないよう公的な財源措置について検討するよう国へ要望しているところです。</p> <p>本市においても、家庭へのスポーツ・文化芸術活動に係る費用（会費）の支援方策を検討していく必要があると考えております。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	電話：06-6208-8172		

番号	(18) ①
項目	<p>「いじめ防止対策推進法」の目的に「児童等の尊厳を保持するため」と規定されている。このことを含め、いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>小学校におけるいじめ認知件数は 1000 人当たりの比率が全国・大阪府と比べて圧倒的に多い。しかしながら、中学校では全国・大阪府と比べても低い数字となっている。SNS 内でのいじめなど、潜在化しているリスクを懸念する。教育委員会の見解と取り組みを明らかにすること。</p>
(回答)	
	<p>いじめについては、平成 25 年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、本市においても平成 27 年に「大阪市いじめ対策基本方針」を策定し、各校においては「いじめ防止基本方針」を策定しております。</p> <p>本いじめ対策基本方針の周知徹底に向けて、教職員に対して、適切ないじめ対応が実施できるよう、全教職員を対象に e ラーニング研修を実施し、全教職員がいじめ対応についてより一層理解を深め、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、適切な組織対応が進められるよう取り組んでおります。</p> <p>また、近年、スマホ所持の低年齢化や、スマホやネットを介したトラブルにより、小学生が被害者にも加害者にもなるといった事案が顕在化してきていることから、令和 2 年度より「大阪市スマホサミット」を開催しております。</p> <p>本サミットでは、児童生徒が主体となり「スマホとのかしこいつきあい方」について議論を深めることにより、自他の安全や人権を守るとともに、健康・生活習慣・学習に支障をきたさないよう、使用時間のきまりを含む節度ある適切な使用に向けたルールを策定し、家庭と連携しながらルールの活用を図っております。</p> <p>今後も引き続き、インターネットリテラシーを含めた情報活用能力の育成、及び SNS を介したいじめを含めた、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導) 電話 : 06-6208-9174

番号	(18) ②	
項目	<p>「いじめ防止対策推進法」の目的に「児童等の尊厳を保持するため」と規定されている。このことを含め、いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>大阪市いじめ対策基本方針、「学校安心ルール」（スタンダードモデル）については、子どもを学校から排除していないか、教職員がいじめや荒れの背景に向き合はず子どもや保護者からの信頼を損なっていないか、いじめが潜在化していないかなど、子どもの最善の利益や人権教育の視点で検証を行うこと。</p>	
<p>(回答)</p> <p>本市の「いじめ対策基本方針」につきましては、いじめ防止対策推進法に基づき、平成27年8月に策定されたものです。</p> <p>本方針は、いじめ防止等に係り、全市で取り組むべき重要な方針です。令和2年度より、本方針についてのeラーニングを全教職員に実施し、いじめ問題への適切な対応への理解を深めるとともに、適切な対応の徹底を図っております。</p> <p>令和3年4月と令和5年4月には、いじめによる重大事態に関して、専門性を持った第三者による速やかな調査を可能とするため、第三者委員会を常設の機関として設置することとして、本方針の一部を改正いたしました。また、令和6年4月にも法律の施行等にあわせ、内容の一部改正を行っております。今後も本方針の円滑な運用に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>「学校安心ルール」は、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としております。</p> <p>「学校安心ルール」の運用につきましては、各校に対し、児童生徒一人一人の状況等を十分に踏まえ、対応について判断するよう指示するとともに、毎年、教育委員会においてその内容を点検しております。</p> <p>今後も引き続き、校内教職員の共通理解、並びに保護者、関係機関等との連携のもと、児童生徒が安心できる学校づくりに向けて、「大阪市いじめ対策基本方針」及び「学校安心ルール」の適切かつ効果的な活用推進に努め、児童生徒の安全・安心と教育を受ける権利の保障に努めてまいります。</p>		
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当(生活指導)	電話: 06-6208-9174

番号	(18) ③
項目	<p>「いじめ防止対策推進法」の目的に「児童等の尊厳を保持するため」と規定されている。このことを含め、いじめは「重大な人権侵害行為で、差別であり、絶対許されない行為」であることをふまえ、以下の項目について回答されたい。</p> <p>人権学習や学級集団づくりを通して、差別やいじめを見抜く確かな人権感覚を育てる教育を推進すること。</p>
(回答)	
<p>文部科学省の「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～（令和6年3月改定）」（以下「第三次とりまとめ」）より、「人権教育の視点に立った学級経営や学校づくり」において、「人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となればければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要である」と言及されている。</p> <p>また、「人権教育の充実を目指した教育課程の編成」においては、「学校における人権教育は、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度・実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科の等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要である」とも言及されている。</p> <p>教育委員会としましては、「学力の基礎としての人権教育～個別的課題の実践デザイン～」をシリーズとして個別の人権課題別に発行し、具体的な人権教育の年間指導計画例、授業実践例を示すなど、「第三次とりまとめ」に示されている人権感覚の育成を、各学校において推進できるよう支援してまいります。</p>	
担当	教育委員会事局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(19)
項目	不登校児童生徒について、小学校では在籍比率が府と同程度だが、中学校で府を大幅に上回るのはなぜか。教育委員会の見解を明らかにすること。不登校は長期引きこもり状態につながることから、図書館等を活用した校内の居場所事業を推進するとともに地域、校外における子ども食堂をはじめ支援団体と連携すること。
(回答)	
<p>本市における不登校児童生徒の数は、全国同様増加しており、教育委員会といたしましても、生活指導上の課題であると認識しております。その要因については、いじめ、暴力行為、児童虐待等と関連し、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等、環境の問題が複合的に作用しているものと考えられます。</p> <p>令和5年3月31日付け文部科学省（通知）「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」において、設置促進を示された校内教育支援センターの設置について、令和6年4月より不登校児童生徒や登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒の社会的自立に向けた支援として、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）をモデル校に設置するとともに、支援員を各校に配置し、その効果を検証しています。</p> <p>加えて、子どもたちの将来における社会的自立をめざすことを目的に、登校支援室「なごみ」を設置し、不登校児童生徒を支援するための各種取組や不登校に関する官・民施設等の関係機関と連携を進めているところです。</p> <p>今後も引き続き、不登校児童生徒全てに学びの場を確保するとともに、学校の風土の「見える化」を通した「みんなが安心して学べる場所」になるよう努めるなど、不登校児童生徒への支援の充実を推進してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 電話：06-6208-9174

番号	(20)
項目	大阪市では高校中途退学などの後の若者に対し、コネクションズおおさか（若者自立支援）をはじめとする支援に取り組んでいる。高校中退の事前防止の観点から、中学校や地域、子どもサポートネットなどの連携を密にすること。また、高校中退を余儀なくされた生徒の実態把握に努めること。
(回答)	
<p>大阪市こどもサポートネットは、支援の必要なこどもや子育て世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みとして、社会全体でこどもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進しています。</p> <p>本事業では支援の主体として、学校による教育的支援、区役所による保健福祉的支援のほか、地域による支援を3つの大きな柱として位置づけ、各主体が連携して支援に取り組んでおります。</p> <p>区役所による保健福祉的支援や地域による支援が必要となった場合は、区役所に配置しているこどもサポート推進員が世帯に対しアウトリーチ等を行います。地域資源との連携にあたっては、地域資源の状況把握や関係づくり、開発などを日々行うことで、支援体制の構築に努めています。</p> <p>本事業は支援対象者を小中学校の児童・生徒としているため、課題のある児童・生徒につきましては、中学校在学中に必要な支援先につなげができるよう引き続き取り組んでまいります。</p> <p>大阪市立の高等学校につきましては、令和4年4月に大阪府に移管しております。</p> <p>高等学校を中退した生徒が、再度別の高等学校を受験することを出身中学校に申し出た際には、生徒に寄り添った対応に努めております。</p>	
担当	こども青少年局企画部企画課こどもの貧困対策推進グループ 電話：06-6208-8153 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186

番号	(21)			
項目	近年、児童生徒の自殺者数が増加していることをふまえて「子どもの自殺対策緊急強化プラン」が策定された。大阪市・大阪市教委としても、子どもたちの自死にかかる状況を把握し、生命と人権を守る具体的施策を講じること。			
(回答)				
<p>「令和5年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果において、全国の学校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人（前年度411人）であり、前年度から減少したものの、児童生徒の自殺が後を絶たないことは、引き続き極めて憂慮すべき状況であります。</p> <p>児童生徒の自殺防止策の一つとして、児童生徒が抱える悩みやSOSを受け止め、解決できるように適切に対応していくことが重要と考えております。</p> <p>児童生徒が抱える様々な悩みを受け止め、解決を図るために、市立小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒からの相談に応じています。</p> <p>また、子どもたちが発するSOSにいつでも対応できるように、24時間子供SOSダイヤルを開設して、休日夜間も含め電話で相談に応じています。</p> <p>学校における早期発見に向けた取組としても、令和3（2021）年度より、1人1台学習者用端末を活用した「相談申告機能」を導入いたしました。「相談申告機能」や「心の天気」を活用しつつ、アンケート調査、教育相談等を実施することにより、悩みや困難を抱える児童生徒の把握に努めるよう指示しております。</p> <p>その他、教職員を対象とした自殺予防研修を実施し、児童生徒におけるSOSの出し方教育の推進及び教職員のSOSの受け止め方や支援の充実に努めるとともに、虐待やいじめの他、家庭での問題などについて、児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めることができるように、大阪市立の学校に通う児童生徒を対象とした「LINE」による相談窓口を設置し、週1回の定期開設日に加えて、長期休業日明け前後1週間についても対応しております。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒における自殺予防の取組の推進に努めてまいります。</p>				
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（生活指導） 子ども青少年局中央子ども相談センター教育相談担当	電話：06-6208-9174 電話：06-4301-3181		

番号	(22)
項目	教職員等による体罰、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント等の人権侵害の実態とその原因を明らかにすること。また、こうした人権侵害を防止するための具体的方策と、人権侵害発生時の組織的な対応について明らかにすること。また管理職研修の徹底、対応する相談員の研修の充実を図るとともに、被害者救済システムの周知と活用を促進し、被害者の救済に努めること。
(回答)	<p>本市では、平成 25 年 9 月に「体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針」を、策定し、全教職員に周知徹底することにより、体罰・暴力行為は決して許されないとの姿勢を大前提としつつ、発生時には必ず報告が上がる透明性の高い報告体制の構築をはじめ、発生時の適切な対応及び組織体制を明示することにより、体罰・暴力行為を許さない学校づくりを進めてきたところです。</p> <p>体罰・暴力行為等の防止及び、万が一発生した場合にも遺漏なく事案を顕在化させるための具体的な取組として、全ての学校において、各年度に最低 2 回、児童生徒・保護者を対象に、教職員による体罰・暴力行為及び暴言についてのアンケートを実施するとともに、教育委員会事務局内部の通報窓口に加え、外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、児童生徒、保護者の他、市民の皆様から広く、学校園で起こった体罰・暴力行為等の関する通報を受け付けております。</p> <p>教職員等による体罰防止については、「体罰・暴力行為等防止研修」及び教職員地域研修において「アンガーマネジメントに関する研修」を実施しております。また、ハラスメント防止については、全教職員向けと校園長向けで「コンプライアンス・人権教育研修」を実施しております。今後も管理職研修のみならず、教職員向けの研修も継続して実施いたします。</p> <p>パワーハラスメントについては、平成 29 年 1 月に指針を策定し、また国からパワーハラスメントを防止するための措置について適切に対応するよう要請されていることを受け、令和 2 年 10 月 1 日から大阪市職員基本条例において、懲戒処分の対象となる非違行為の類型に加えています。</p> <p>セクシャルハラスメントについては、平成 23 年 6 月にガイドラインを策定しており、各学園における相談体制の充実を図ること、教育委員会事務局に相談窓口を設置することなど、それぞれの事象発生時の組織的な対応システムについて示しています。</p> <p>また、令和 5 年度からハラスメントやメンタルヘルスに関する専門知識を有する相談員が対応するハラスメント・メンタルヘルス相談窓口を設置しております。</p> <p>さらに、セクシャルハラスメント防止及びハラスメントの相談窓口体制周知の取組として、児童生徒、保護者、教職員に対し啓発プリントの配付を行うとともに、セクシャルハラスメント被害について、事務局がメールでの相談を受け付ける専用のアドレス、行政オンラインシステムによるアンケートの設置、学校だけでの解決が困難な場合等、被害者救済の観点から、医師・臨床心理士等による第三者専門家チーム、電話や面談で直接被害者に対応する「サポートチーム」を設置しています。</p> <p>令和 4 年 4 月、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントを含むハラスメント防止に関</p>

する指針及びガイドラインにつきまして、項目を統一するとともに、記載内容を現在の状況に適した表現とする指針に改正し、すべての職場に周知徹底を図っています。

子どもの人権を守る役割でもある教職員が、子どもの人権を侵害するようなことは許されません。教育委員会としましては、今後もガイドラインに明確に示している「教職員の責務」について、全教職員がしっかりと認識できるよう研修の充実を図っていくとともに、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在であり、命ある大切な存在であること、自分自身のよさや自己効力感を自覚し、自己実現をめざしていくことできるよう、人権教育の充実を図ってまいります。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（服務・監察） 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）	電話 : 06-6208-9059 電話 : 06-6718-7457 電話 : 06-6208-8128
----	--	---

番号	(23)
項目	「全国学力・学習状況調査」については、自治体や学校の序列化・過度の競争を煽ることにつながるため、結果の公表を行わないこと。また、学校別の結果から、チャレンジテストによる学校の評定平均を推定する可能性があることについて大阪市の見解を示すこと。その懸念からも学校別の公表を行わないこと。
<p>平成25年度から、「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取扱いにつきましては、大阪市立学校活性化条例、大阪市教育振興基本計画の趣旨に基づき、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進すること等を目的として、校長は当該学校における平均正答率を含む調査結果（以下、「調査結果」）及び調査結果から明らかになった現状等を速やかに公表するものといたしました。ただし、教育委員会が特に必要があると認めた学校の校長は、調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表しないことができるとしております。</p> <p>また、調査結果の公表にあたっては、調査結果の分析から明らかになった当該学校の取組の成果や今後取り組むべき課題及び調査の趣旨・目的等を併せて示すものとしております。</p> <p>「中学生チャレンジテスト」は、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立するなどの目的で実施されており、本市における「中学生チャレンジテスト」の調査結果の取扱いについては、その実施目的や大阪市教育振興基本計画等の趣旨に基づき、「全国学力・学習状況調査」の調査結果の取扱いに準じて、校長は当該学校における平均点を含む調査結果及び調査結果から明らかになった現状等を公表するものとしております。調査結果から学校の評定平均を推定する可能性があることは認識しておりますが、調査結果等を公表することにより、学校が保護者等に対して説明責任を果たすとともに、保護者等との連携及び協力並びに保護者等の学校の運営への参加を促進できると考えております。</p> <p>なお、大阪市教育委員会において個々の学校名を明らかにした公表は行っておりません。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話:06-6208-9186 教育委員会 総合教育センター 教育振興担当 調査分析グループ 電話:06-6718-7709

番号	(24)
項目	2019年3月国連子どもの権利委員会は「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）から子どもを解放するための措置を強化すること」と、日本に勧告した。大阪府が実施している「すくすくウォッチ」について、6年生は全国学力・学習状況調査と同じ時期にあり、子どもたち・教員ともに非常に疲弊している。また、大阪市小学校経年調査の結果公表から1ヶ月しか経っていない状態でのテスト実施に効果があるのか疑問である。「すくすくウォッチ」の参加を取りやめること。
(回答)	
担当	<p>「すくすくウォッチ」につきましては、市町村教育委員会や学校が府内全体の状況との関係において教育施策等を検証後、課題改善に向けた取組を通じて学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること、さらに、学校が児童の学力を把握し教育指導の改善を図る、そして、児童一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標をもち、また、その向上への意欲を高めるために実施しております。</p> <p>実施内容は、5・6年生ともに教科横断型問題が出題されており、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問い合わせて判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等となっております。</p> <p>アンケートにつきましても、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等の内容となっております。</p> <p>本市教育委員会といたしましては、子どもたち一人一人が、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけられるよう、今後も大阪府教育委員会と連携してまいります。</p>

番号	(25)	
項目	チャレンジテストにおいて、結果を個人の評定に反映させることは、府下の生徒と違う条件でテストを行うことになるので、中止すること。また、チャレンジテストの廃止を府教委に働きかけること。	
(回答)		
	<p>中学生チャレンジテストは、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るため、併せて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するために実施しております。</p> <p>また、本市では、129 校の中学校と 1 校の義務教育学校を所管することから、各校の学習評価が公平・公正に実施され、かつ評価の妥当性や信頼性が一層担保される必要があるため、中学生チャレンジテスト（3年生）の結果から、個々の生徒の評定が教科ごとに適正な評定となるよう、全市の得点分布において評価基準を確認するとしております。</p> <p>いずれにいたしましても、本市教育委員会といたしましては、今後も中学生チャレンジテストの実施について大阪府教育委員会と連携してまいります。</p>	

担当 教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話 : 06-6208-9186

番号	(26)
項目	子どもの学びを保障するとともに、心のケアなど、手厚く柔軟な教育を進めるために、中学校以上での35人以下学級も含め、大阪市独自での更なる少人数学級実施を検討すること。
(回答)	
<p>公立小学校・中学校及び義務教育学校における学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>中学校における学級編制の標準の引き下げについては、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課
	電話：06-6208-9114

番号	(27)
項目	同和教育推進校をはじめとする課題を有する学校に対して、様々な施策を活用した支援を行うとともに、その実態に即した教職員配置や課題に対応した人的措置を行うこと。
(回答)	
<p>教育委員会では、「大阪市教育振興基本計画」において3つの柱として示しております「安全・安心な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」にかかわっての実態把握に努めており、とりわけいじめや不登校の問題、全国学力・学習状況調査や大阪市小学校学力経年調査、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から見えてきた課題に応じ、様々な施策を検討し、実施しております。</p> <p>学力向上の課題につきましては、いわゆる旧同和教育推進校において、確実に成果をあげている学校もあり、一方でいわゆる旧同和教育推進校以外の学校において課題が顕著となっている場合も見受けられます。</p> <p>学力等の課題を有する学校に対しては、その解決に向けて学力向上支援チーム事業において、全国学力・学習状況調査、大阪市小学校学力経年調査、中学生チャレンジテスト等の結果からみえてきた、継続して学力等の課題を有する小学校・中学校計90校に学びコラボレーター等を配置し、個々の学校の課題に応じた多面的・総合的な支援を行っております。</p> <p>教育委員会といたしましては、各校がそれぞれの課題に応じて、様々な施策を有効活用できるよう、引き続き支援してまいります。</p> <p>人的措置につきましては、各学校の子どもの実態や課題等に対応ができるよう、定数改善を国へ要望していくとともに、今後も引き続き、各学校の実情・実態をより精緻に把握し、教職員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話 : 06-6208-9186 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 電話 : 06-6208-9125

番号	(28)
項目	食物アレルギーの子どもへの対応や食教育の重要性から、すべての小中学校に栄養教諭を配置すること。また、栄養教諭の代替を教育職の講師として配置すること。
(回答)	
	<p>小学校・中学校における栄養教諭は、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（以下、「標準法」という。）に基づいて、学校給食単独実施校のうち、児童・生徒数 550 人以上につき 1 名、550 人未満は 4 校につき 1 名を定数として措置されております。なお、給食調理民間委託校においては、学校給食の円滑な実施に向け、栄養教諭又は事業担当主事（補）を 1 名配置しております。</p> <p>栄養教諭は、未配置校における食育推進のため、周辺校の巡回などを実施しております。栄養教諭の重要性は認識しておりますが、「標準法」を超える栄養教職員の配置は困難な状況であり、今後とも、国による教職員定数の改善の動向を注視しながら適切に対処してまいります。</p> <p>また、平成 29 年度の権限移譲後、栄養教諭の定数内や病気や出産等によって長期休業する栄養教諭の代替者については、栄養教諭免許所持者である講師を任用し、配置を行うこととしてきましたが、学校教育法等の関係法令の規定や他都市状況等を鑑みますと、本市でも栄養教諭の代替については、学校栄養職員とする必要が生じたため、新たに学校栄養職員の職を設置いたしました。</p>
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当
	電話：06-6208-9121

番号	(30)
項目	障がいのある園児が在籍している市立幼稚園に特別支援教育担当教諭を配置すること。また、すべての市立幼稚園に事務職員と管理作業員を配置し、更衣室を設置すること。

(回答)

教育委員会としましては、支援を要する幼児の割合（在籍率）が年々増加しており、幼稚園教員の負担等、様々な課題が生じている状況は十分に認識しております。

教育委員会におけるこれまでの対応策としましては、平成28年度より、障がいのある幼児の受け入れ、及び保育の充実を図るため、それまでの週30時間の非常勤嘱託員に替えて、保育中の特別支援教育から、保育後の預かり保育までを担当する支援担当講師（フルタイム）を全園に配置しております。

さらに、支援を要する幼児に対する十分な安全確保と、きめ細かな対応の観点から、毎年度、こども青少年局（予算主管局）へ支援を要する幼児の増加や園の実態等を伝え、予算を確保し、各園の実情に応じて、幼稚園介助サポーター（以下「介助サポーター」という。）を配置しているところです。

今後も、幼児数の推移や園の実態を精緻に把握し、関係部局と連携を図りながら、介助サポーター等の配置に努めてまいりたいと考えております。

国費の負担が無い中ではありますが、本市幼稚園におきましては、事務業務と教育環境整備をあわせて担うことのできる事業担当主事の配置を進めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当	電話：06-6208-9125 電話：06-6208-9121
----	--	------------------------------------

番号	(31) ①
項目	道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。 指導が一方的な価値観や規範意識の押し付けにならないよう、教育委員会としての認識を示すこと。
(回答)	
	<p>道徳教育は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるために基盤となる道徳性を養うこと」が目標であり、道徳科は、「道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるために基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること」が目標となっています。</p> <p>特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値観やそれらに関する諸事情について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要であると認識しております。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186

番号	(31) ②
項目	<p>道徳教育の教科化に伴う以下の項目について回答されたい。</p> <p>2018年度から実施されている「特別の教科 道徳」において、学習指導要領では「学校でこれまで使用してきた地域教材など、多様な教材の開発や活用に努めることが望ましい」とされている。大阪市として地域教材づくりを推進するとともに、これまで大阪が培ってきた「人権教育教材集・資料」や「にんげん」、「人権教育実践例シリーズ」等の教材を積極的に活用するよう指導すること。また、昨年度の道徳の時間における活用実績を明らかにすること。</p>
<p>(回答)</p> <p>道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが目標であると認識しております。</p> <p>特に、学習活動において児童生徒が道徳的価値やそれらに関する諸事情について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要であると認識しております。</p> <p>また、学校教育法第34条に、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないとあります。さらに、第2項において、前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができるとあることから、年間指導計画を立て、校長判断のもと、教科用図書の教材以外の教材を使用することができるものと考えております。</p> <p>令和5年度における「人権教育教材集・資料」の活用状況は、市全体で見たときに、小学校低学年では44.4%、高学年では43.9%、中学校では29.9%となっております。本教材は、教職員ポータルサイトに掲載し、すべての教員がいつでも活用できるようにしておりますが、今後も、さまざまな場を活用し、周知を図ってまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権・国際理解教育）電話：06-6208-8128

番号	(32)
項目	女性差別撤廃条約の基本理念をふまえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」「大阪市男女共同参画推進条例」、そして「大阪市男女共同参画基本計画（改訂）－第3次大阪市男女きらめき計画－」を進めるために、子どもの頃から的小・中学校におけるジェンダー平等教育の具体的な取り組みを示すこと。そのために大阪市男女平等教育基本方針を策定すること。
(回答)	
担当	<p>男女共同参画社会にかかわって、本市では早くから「大阪市男女共同参画推進条例」を制定しており、令和3年、国の第5次男女共同参画基本計画の策定を受け、「大阪市男女共同参画基本計画－第3次男女きらめき計画（以下「きらめき計画」）」を策定しています。</p> <p>これを受け、学校教育の分野では、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、毎年「きらめき計画」に関する教育分野での事業評価を行っています。そこでは、「学校における教育活動全体を通して、積極的かつ具体的なジェンダー平等教育の推進に努めるとともに、学校生活のあらゆる面について、不合理な点はないか慣行等を見直し、問題を解決していく力の育成を図る」とされ、個別的な人権課題の「女性」を計画的に取りあげて実践することを示しています。</p> <p>学校現場では、ジェンダー平等が実現された場と考えられがちですが、実際には、様々な場面において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している可能性があることを念頭におく必要があります。教職員がこれらの意識や思い込みに気づき、学校運営や学級経営に生かすことができるよう教職員研修を充実させるとともに、</p> <p>今後も、個別的な人権課題の「女性」を計画的に取りあげて実践することを各校に働きかけることで、こどもたちが、個々それぞれのアイデンティティを形成するとともに、相互に認め合う人権感覚を身につけ、「女性」にかかわる人権問題の解決にも向かう態度の育成をめざし、教育の充実を図ってまいりたいと考えています。</p>

番号	(33)
項目	国は、生まれてから学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報を、マイナポータル等を用いて電子記録「ビッグデータ」として本人や家族が正確に把握するための仕組み(Personal Health Record)において、学校の健康診断記録をマイナンバー制度に導入を検討している。こうしたマイナンバー制度の導入によって子どもたちのセンシティブ情報が悪用される恐れがある。子どもたちの個人情報コントロール権の観点から、大阪市として導入に反対の姿勢を明確にすること。
(回答)	
	学校における健康診断の結果の取扱いに関しては、関係法令に基づき適切に実施しております。ご要望いただいております学校の健康診断におけるマイナンバー制度の導入については、引き続き、国の動向を注視してまいります。

担当 教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 電話：06-6208-9141

番号	(34) ①
項目	<p>来年、戦後80年を迎える、戦争体験者が減っていく中で、戦争を風化させず次世代へ語り継がれることが課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>ロシア軍によるウクライナ侵攻、イスラエル軍によるガザ地区などで戦争が起きており、反戦・平和学習の必要性が高まっている。小・中学校における反戦・平和学習の内容（修学旅行を含む）について明らかにすること。外国にルーツがある子どものアイデンティティの否定につながらないようとりくむこと。</p>
(回答)	
	<p>平和学習は、戦争の悲惨さ、平和の大切さを次代に継承していくとともに、自分の命や他者の命を大切にすることにつながる大切な学習であるとの認識のもと、各校において、教科学習や特別活動等を通じて、平和に関する学習に取り組んでおります。</p>
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話：06-6208-9186

番号	(34) ②
項目	来年、戦後80年を迎える、戦争体験者が減っていく中で、戦争を風化させず次世代へ語り継がれることが課題である。以下の項目について回答されたい。 先の戦争の実相を次世代に伝えるためにも、日本が侵した加害の歴史も学ぶことが必要だと思うが、教育委員会の見解を示すこと。
(回答)	
社会環境は急速に日々変化し、人々の価値観も多様化し、平和に関する見方も多様化していることから、本市教育委員会といたしましては、戦争体験の継承などによる戦争の非人間性の理解だけにとどまることなく、生命や人間の尊厳を理解し、民主主義を守るとともに人権を尊重し、非暴力によって争いを解決する能力を育成すること、さらに、相手を思いやる姿勢や文化への敬意、郷土を愛する心、環境保護、異なるものに対する理解と連帶、寛容の精神、多様性尊重の精神等を育成するよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育)電話:06-6208-9186

番号	(34) ③
項目	<p>来年、戦後80年を迎える、戦争体験者が減っていく中で、戦争を風化させず次世代へ語り継がれることが課題である。以下の項目について回答されたい。</p> <p>「ピースおおさか」の展示内容については、大阪空襲の体験者や遺族などの当事者をはじめ、研究者等の意見を展示内容に反映するよう働きかけを行うこと。また、平和教育を積極的に推進していくために、「ピースおおさか」への見学を学校園に働きかけること。</p>
(回答)	
<p>現在、ピースおおさかの展示内容につきましては、戦争体験者からの聞き取りや専門家の意見等をふまえ、多方面からの意見も参考にし、適正に対応されており、引き続き大阪府と共に適切に監理してまいります。</p> <p>本市教育委員会では、初版の手引きより、さらなる平和学習に取り組むことができるよう、平成30年10月に「平和に関する指導の手引き（第2版）」を作成し、真理と平和を希望する人間の育成をめざした指導に取り組んでまいりました。</p> <p>今後も、こどもたちが平和の大切さに触れる場を設けることができるよう、「ピースおおさか」の活用も含め、改めて各校へ指導してまいります。</p>	
担当	<p>教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 電話：06-6539-3346</p> <p>教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当(初等・中学校教育) 電話：06-6208-9186</p>

番号	(35)
項目	今後起こり得る大規模災害において学校施設は、地域住民の避難所としての役割を担っていることからも、避難生活や災害対応に必要な機能（電気・水道、災害弱者等）の備えについて、大阪市の取り組みを明らかにすること。

(回答)

猛暑時の大規模災害においては、避難が長期化した場合における高齢者等の要配慮者の二次被害を防止するセーフティネットの観点から避難所生活の環境確保を図るため、そして、平時での教育現場における熱中症対策という観点においても効果的であることから、令和2年度から令和4年度までの間に、災害時避難所に指定されている全127市立中学校の体育館への空調機設置工事を完了しました。

なお、令和6年能登半島地震を踏まえ、避難所となる小学校の体育館への空調機整備に向けた取組みを進めており、令和6年6月に「小学校体育館空調設備整備 PFI（※）事業支援業務委託」を契約し、大阪市立の全小学校体育館へのエアコン設置に向けた事業を行うにあたって必要となる事業費、整備期間等を決めていく業務を進めています。

（※）PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

担当	教育委員会事務局 総務部 施設整備課 危機管理室 危機管理課	電話：06-6208-9063 電話：06-6208-7378
----	-----------------------------------	------------------------------------